

令和 4 年度 地域の観光資源を活用したプロモーション事業 事業提案 募集要項

北陸信越運輸局では、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」決定。以下、「観光ビジョン」という。）に掲げられた 2030 年の訪日外国人旅行者数 6,000 万人、地方部での外国人延べ宿泊者数 1 億 3,000 万人泊の実現に向けて、訪日外国人旅行者の北陸信越地域への誘客を加速するため、「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」を実施します。

今般、北陸信越運輸局の令和 4 年度事業計画を策定するにあたり、各地域の皆さまから事業提案を募集します。

1. 事業概要

本事業では、訪日外国人旅行者の北陸信越地域への誘客を加速させるため、訪日外国人旅行者の多様なニーズを踏まえ、地方の発意の元に北陸信越運輸局が主体となって、J N T O（日本政府観光局）とも連携しつつプロモーションの高度化を行うことで、地域の魅力ある観光資源を戦略的かつ効果的に発信します。

2. 募集対象

地方公共団体、観光関係団体、民間事業者等

3. 募集要件

事業提案書が以下の要件を満たすものとします。

(1) 事業内容

事業内容が「観光ビジョン」及び「令和 3 年版観光白書」第 IV 部（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、2018～2020 年訪日プロモーション方針との整合性が図られており、かつ北陸信越運輸局 2022 年地域ブロック方針（以下、「ブロック方針」という。）に適合していること。

(2) 訴求テーマと対象市場及びターゲットの合致

訪日外国人旅行者の多様なニーズを踏まえて、ブロック方針などを基に、対象市場・ターゲット・訴求テーマを設定し、地域の魅力ある観光資源と繋ぎ合わせた事業内容であること。

(3) 広域連携

広域（2県以上にまたがるもの）での連携が行われ、かつ北陸信越地域（新潟県・長野県・富山県・石川県）を含む事業構築がなされていること。ただし、観光ビジョン及び令和3年版観光白書第Ⅳ部の趣旨に沿うものであって、北陸信越地域への誘客を加速させる効果が期待される事業は、この限りでない。

(4) 他事業との整合性

他事業で行う情報発信又はプロモーションと類似するものでないこと。

(5) 連携先

バス、タクシー又は鉄道等の公共交通事業者が連携先に含まれること。

(6) 観光資源等

下記に示す観光資源等のいずれかを含む内容であること。なお、対象については今後追加もありうる。

①令和3年版観光白書第Ⅳ部に記載のコンテンツ

例) 日本博、古民家、城泊、寺泊、農泊、サイクルツーリズム、スノーリゾート、スポーツツーリズム、アドベンチャーツーリズム 等

②国立公園（全国34箇所）

③世界遺産、日本遺産、文化財保護法の規定に基づく指定文化財（国宝・重要文化財、舞台芸術、地域伝統芸能、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物保存地区など）等

④SNS等の分析から訪日外国人からの興味・関心が高まりつつある地域の魅力ある観光資源（新たな観光資源の開拓）

また、政府が観光コンテンツとしての活用を推進している以下のコンテンツについても積極的に活用して下さい。

・ 棚田（根拠法令等：棚田地域振興法）

・ ガーデンツーリズム（根拠法令等：庭園間交流連携促進計画登録制度）

(7) 事業の重点化

以下のいずれかに該当する事業内容であること。なお、令和4年度においては、③、⑦に該当する事業を優先的に選定します。

① アジア市場においては、拡大するリピーター層の更なる訪日の促進、多様化する個人旅行ニーズに対応する多彩な旅行テーマの提案、未訪日層の掘り起こしの強化を図るものであること

② 欧米豪市場を対象としたもの

③ 富裕旅行者層¹や長期滞在者の誘客を目的としたもの

④ 閑散期対策など、年間を通じた訪日需要の創出につながるもの

⑤ 航空便・クルーズ船の新規路線誘致・路線回復等に資するもの

⑥ 関係省庁が実施する観光振興に資する取組と連携するもの

⑦ 新型コロナウイルス感染症収束後の旅行トレンドに対応して誘客を図るもの（アウトドア、サステナブルツーリズム²等）

¹ 着地消費（日本滞在中の支出、国際旅客運賃は含まない）100万円/人以上の旅行者。

² 現在と未来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮し、訪問客、企業、環境、受け入れ側の地域のニーズに対応した観光。

（8）事業期間

同一の事業を継続して実施できる期間は、最長3年間とします。ただし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大の影響により当初計画通りの事業を実施できない年度のあったプロジェクトは、4年目を可とします。

（9）総事業費

原則、1プロジェクト当たり1,000万円以上であること。ただし、1,000万円に満たない場合は、10月末までに北陸信越運輸局までご相談下さい。

（10）プロジェクトの事業類型の構成について

1プロジェクトに1つ以上のオフライン事業を含めて下さい。

オフライン事業、オンライン事業の区分は以下のとおりです。

・オフライン事業

メディア・インフルエンサー招請、イベント・旅行博、旅行会社招請、セミナー、現地海外商談会、セールスコール、トラベルマート、海外メディア・インフルエンサー説明会

・オンライン事業

SNS、WEB、純広告、共同広告、印刷物・映像等

（11）対象市場

以下のいずれかの市場を対象とする事業内容であること。

・観光庁、JNTOが定める重点22市場

中国、韓国、台湾、米国、香港、豪州、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、カナダ、英国、フランス、ドイツ、フィリピン、ベトナム、インド、ロシア、イタリア、スペイン、メキシコ、中東地域※

※UAE、サウジアラビアを中心としたGCC加盟国6ヶ国、トルコ、イスラエル

・重点22市場以外の欧米豪市場

・上記以外の市場で、「3.（7）」で示す項目に該当する市場

4. 予算の上限等

（1）事業効果が分析可能であり、その分析結果をJNTOの行うデジタルマーケティング等に活用できる事業（以下、「基幹事業」という。）について、国は当該事業費の1/2を上限に負担します。

（2）基幹事業に付随して行う事業の場合、国は当該事業費の1/3を上限に負

担します。なお、付随して行う事業のみで構築される提案は認めないもの
とします。

(3) ここで言う事業費には、当該事業の実施に真に必要な範囲に限り、連携
先の旅費を含めても良いものとしします。

(4) 「基幹事業」及び「付随して行う事業」の具体的な事業類型については以
下の表に示すものとしします。

基幹事業	イベント・旅行博等出展、メディア招請、旅行会社招請、 共同広告、インターネット（WEB、SNS）、海外現地商談会、 セミナー、海外現地メディア説明会、トラベルマート、 旅行会社等セールスコール、純広告、映像制作
付随して 行う事業	印刷物製作、その他基幹事業の類型に合致しないもの

5. 提出書類

(1) 事業提案書（別添の様式「1-1, 1-2, 1-3, 2」のとおり）

(2) 補足資料（様式自由）

①目的・背景を裏付けるマーケティング結果等の資料

②事業費積算資料

③3.（6）の要件が④の場合は、根拠を示す資料

※事業提案書の記載方法は、「留意事項」及び「記載例」を参照願います。

※事業費積算資料は費用項目・数量・単価を明確にして作成願います。

※事業費には、成果把握・報告書・VJnet 入力・データ還元に係る費用を
含みます。

6. 提出方法

提案書はエクセル形式のまま電子メールにて北陸信越運輸局国際観光課ま
で提出して下さい。

提出先：hrt-kokusai01@mlit.go.jp

7. 提出期限

令和3年11月19日（金）期限厳守

8. 選定方法

(1) 事業の選定にあたってはJNTO等の意見を踏まえ、以下に示す「選定
基準」にしたがって、提出期限までに応募があったものの中から、北陸信
越運輸局及び観光庁において選定する予定です。

(2) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。

①形式審査

- ・ 3. に掲げる要件を満たしていること。
- ・ 5. に掲げる書類が提出されていること。

②内容審査

応募内容に対し、下記の各項目について審査します。

1)適合性	<ul style="list-style-type: none">・ 観光ビジョン及び令和3年版観光白書第IV部の趣旨に適合していること。・ ブロック方針に適合していること。
2)有効性	<ul style="list-style-type: none">・ 訪日外国人旅行者の多様なニーズを踏まえて、対象市場・ターゲット・訴求テーマが設定されていること。・ プロモーション効果が期待できる内容であること。
3)斬新性	<ul style="list-style-type: none">・ ユニークで独自性が高く新しい発想が取り入れられた内容であること。
4)実現性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施地域が明確になっていること。・ 取組が令和4年度内に実行可能であること。・ 事業費の使途が明確になっていること。・ KPIが設定されており、具体的であること。

(3) ヒアリングの実施

選定にあたり、応募内容についてヒアリングを実施します。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、北陸信越運輸局又は観光庁から、提案者あて通知します。

(5) その他

観光庁において、市場エリア毎にプロジェクト実施件数に目標値を設定し、これに基づき、最終的な全国のプロジェクト数を決定する予定です。

※対象地域の構成比（目標）

- 東アジア市場 40%以上
- 東南アジア市場 20%～30%程度
- 欧米豪市場 30%～40%程度

*インドは東南アジア市場、メキシコ、中東地域は欧米豪市場に含むものとする。

(重点22市場以外の市場)

- その他 数%

9. 留意事項

(1) 広域での事業構築・連携が行われていることが本事業の必須事項であることから、以下のような事業については認めません。

例) 行程が単県に収まっている招請事業

広域に連携が行われていない海外現地商談会、セミナー、旅行博出展

(2) 事業類型と成果指標は「令和4年度 KPI 表作成にあたっての留意事項」記載の表を参考にして下さい。

(3) セールスコールは具体的な成果が期待できるものを優先します。

(4) 事業サイクルの構築（当局の事業計画に関連する事項）

J N T O と密接に連携し、J N T O が所有するプロモーションのノウハウやデジタルマーケティングによる分析結果を活用して事業計画に反映させます。事業計画については、外部有識者などの意見を反映しつつ、適宜見直しを行います。さらに事業から得られた地域の観光資源に係る情報/データ等については、J N T O に還元し分析を行い、これにより事業サイクルの構築を図ります。

(5) 事業成果の把握及び評価体制の構築（当局の事業計画に関連する事項）

北陸信越地域への誘客を加速させるために、より具体的な効果が得られる事業とするため、以下の点に留意し、戦略的に事業を企画・展開します。

① 受託事業者からの報告書等を通じて、全ての事業について成果指標の把握を徹底します。併せて、事業実施後、速やかにV J ネットに成果を登録します。

② 成果把握管理に係る統一フォーマットを用いて、運輸局が自己評価を行うとともに、観光庁・J N T O が確認します。

③ 外部有識者（日本在住の外国人を想定）の視点から評価・検証を行います。

④ J N T O ならびに外部有識者の視点から受けた意見を新たな事業計画に反映させ、併せて事業から得られた情報/データ/アンケート結果等については、可能な限りJ N T O へ還元します。

12. 今後のスケジュール（予定）

■令和3年度

10月1日	事業提案の募集開始（運輸局HP掲載）
11月19日	事業提案の募集締め切り
11月中旬～	事業ヒアリング（運輸局→提案者）
11月中旬～12月上旬	事業計画作成（運輸局案）
12月17日予定	事業計画提出締め切り（運輸局→観光庁）
1月下旬～2月上旬	運輸局・観光庁・J N T O 合同会議（事業査定）

3月上旬	選定結果の通知（運輸局又は観光庁→提案者）
3月中旬	事業計画内容調整
3月下旬	事業計画の確定及び提出（運輸局→観光庁）
■令和4年度	
4月～翌年3月	事業実施
■令和5年度	
5月頃	運輸局による自己評価
6月頃	外部有識者による評価
	※当年度及び翌年度計画へ反映